

特定施設入居者生活介護

(介護予防特定施設入居者生活介護)

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(八尾市指定 第 2775502988 号)

◆◆目次◆◆

- 1 法人の概要
- 2 利用の施設
- 3 事業の目的及び運営方針
- 4 施設の概要
- 5 施設の職員体制
- 6 職員の勤務体制
- 7 特定施設入居者生活介護の内容と費用
- 8 利用料等のお支払い方法
- 9 契約解除の条件
- 10 サービス内容に関する苦情窓口
- 11 秘密保持と個人情報の保護
- 12 非常災害時の対策
- 13 緊急時における対応方法
- 14 関係協力医療機関等
- 15 専用居室又は一時保護室の利用条件及び手続き
- 16 事故発生時の対応
- 17 虐待の防止について
- 18 身体的拘束とその他の行動制限
- 19 施設利用にあつたての留意事項
- 20 施設入居及び利用規定

1 法人の概要

名称・法人の種別	社会福祉法人八尾隣保館
代表者名	理事長 荒井 恵一
本社所在地・連絡先	(住所) 581-0081 大阪府八尾市南本町3丁目4番5号 (電話) (072) 922-3130 (FAX) (072) 992-1243

2 ご利用施設

施設の名 称	八尾市立養護老人ホーム (心合寮)
所在地・連絡先	(住所) 581-0018 大阪府八尾市青山町4丁目4番18号 (電話) (072) 925-1177 (FAX) (072) 925-1224
事業所番号	2775502988
管理者の氏名	片山 弘美

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人八尾隣保館が設置する八尾市立養護老人ホーム(心合寮) (以下「事業所」という。)において実施する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕事業 (以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、生活相談員、介護職員、その他の従業者 (以下「指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕従事者」という。)が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

指定特定施設入居者生活介護の提供にあたって、受託居宅サービス事業者とともに、要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたって、受託居宅サービス事業者とともに、要支援状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

事業所は、事業の実施に当たり、八尾市暴力団排除条例 (平成25年八尾市条例第20号) 第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者をその運営に関与させないものとする。

4 施設の概要

(1) 構造等

敷 地		2706.26 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造
	述べ床面積	5455.77 m ²
	利用定員	50名

(2) 主な設備

設 備	室 数	面積（一人あたりの面積）	備 考
食 堂	1	120.73 m ² （ 2.41 m ² ）	
浴 室	2	96.00 m ²	
静養室	1	15.32 m ²	
居 室	50	828.60 m ² （16.57 m ² ）	

5 施設の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤換 算後の 人数 (人)	職務の内容
		常勤 (人)		非常勤 (人)			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管 理 者	1		1			1	施設管理業務
生活相談員	1		1			1	相談援助
介 護 職 員	5		4	1		5	介護業務
計画作成担当者	1		1			1	サービス計画作成

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制
管 理 者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00） 常勤で勤務
生 活 相 談 員	常勤で勤務 早番（ 6：00～10：00）（7：30～16：30）
介 護 職 員	日勤（ 9：00～18：00） 遅番（13：00～22：00）
計画作成担当者	宿直（22：00～ 6：00）

7 特定施設入居者生活介護の内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の目立についても適切な援助を行います。
入 浴	利用者の状況に応じて適切な入浴介助をおこなうと共に、入浴の自立についても適切な援助を行います。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
相 談 及 び 援 助	入居者とその家族からのご相談に応じます。

イ 費用

原則として料金表の利用料金の一割が利用者の負担額となります。利用者負担額減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

また、外部サービスをご利用される場合は、ホームヘルプサービス成法苑(訪問介護・介護予防訪問介護)、デイサービスセンターサポートやお(通所介護・介護予防通所介護)、デイサービスセンター成法苑(通所介護・介護予防通所介護)、中谷クリニック(訪問看護・介護予防訪問看護)をご案内、ご説明をさせていただきます。

【単位表】

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費)に係る限度単位数(1月につき)

要支援1	5,032単位	要介護2	18,362単位
要支援2	10,531単位	要介護3	20,490単位
		要介護4	22,435単位
要介護1	16,355単位	要介護5	24,533単位

(2) 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

種 類	内 容	利 用 料
リクリエーション行事 クラブ活動費	行事参加費 材料費	要した費用の実費をご負担いただきます。
日常生活品の購入代行	個人別必要物品代	購入代金をご負担いただきます。

8 利用料等のお支払方法

毎月、15日までに「7 特定施設入居者生活介護の内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたしますので、翌月末日までに現金又は下記口座に振込みによりお支払ください。

銀行、支店 りそな銀行 八尾支店
口座番号 普通預金 3663903
口座名 養護老人ホーム心合寮 理事長 荒井 恵一
入金確認後、領収書を発行します。

9 契約解除の条件

(1) 利用者の解除

利用者は7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(2) 施設の解除権

利用者は施設が次の各号に該当する場合は30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

一利用者が正当な理由なく利用料その他自己の払うべき費用を2ヶ月以上滞納した時。
二利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、施設の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になった時。

*施設は前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって利用者の後見人（後見人がいない場合は利用者の家族又は身元引受人）や公的機関等と協議し必要な援助を行います。

(3) 契約の終了

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一、利用者が要介護認定をうけられなかった時。
- 二、第2条1項及び2項により、契約期間の7日間前までに利用者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了した時。
- 三、利用者の解除に基づき施設が契約を解除した時。
- 四、施設の解除に基づき契約者が契約を解除した時。
- 五、利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をした時。
- 六、施設と利用者の中で施設入居・利用契約が終了した時。
- 七、利用者が死亡した時。

1 0 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	窓口担当者：松田 元成 電 話：072-925-1177 F A X：072-925-1224 受付時間：9：00～17：00
国民健康保険団体連合会	所 在 地：大阪市中央区常盤町1丁目1番8号 中央大通F Nビル内 電 話：06-6949-5446 F A X：06-6949-5417 受付時間：9：00～17：00
八尾市介護保険担当課	所 在 地：八尾市本町1丁目1番1号 電 話：072-924-9360 F A X：072-924-1005 受付時間：9：00～17：15

1 1 秘密保持と個人情報の保護

事業所は、利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

施設及びその従業員は正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及び利用者の家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。

施設は居宅介護支援事業者等が必要な機関に対し、利用者並びにその家族又は身元引受人に関する情報を提供する必要がある場合には、利用者並びにその家族又は身元引受人に使用目的を説明し文章により同意を得ます。

1 2 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び 防火設備	別途定める消防計画にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	8箇所
	避難階段	3箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	44箇所		
消防計画等	消防署への届出日：平成 29 年 6 月 13 日 防火管理者 的場 高司			

1.3 緊急時における対応方法

入所中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、当事業所の協力医療機関、ご家族等、サービス事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名 及び 所在地	医療法人 幸晴会 中谷クリニック 大阪府八尾市八尾木北3丁目123番地
	氏名	矢原 靖之
	電話番号	072-993-5585

1.4 協力医療機関等

医療機関	病院名 及び 所在地	医療法人貴医会 貴島中央病院 大阪府八尾市松山町1丁目4番11号
	電話番号	072-922-1581
	診療科	内科、外科、神経内科、整形外科等
医療機関	病院名 及び 所在地	医療法人貴島会 貴島病院本院 大阪府八尾市楽音寺3丁目33番地
	電話番号	072-941-1499
	診療科	内科、外科、神経内科等
医療機関	病院名 及び 所在地	医療法人徳洲会 八尾徳洲会総合病院 大阪府八尾市若草町1番17号
	電話番号	072-993-8501
	診療科	内科、外科等
歯科	病院名 及び 所在地	医療法人社団 歯英会 ひがしデンタルクリニック 大阪府大阪市中央区瓦町3丁目3番7号 瓦町 KT ビル 1F
	電話番号	06-6221-0564

1.5 専用居室又は一時介護室の利用条件・手続

利用者のより適切な介護のため必要とする場合には、専用居室又は一時介護室において介護します。その必要性の判断は、利用者の主治医もしくは協力医療機関の医師の意見を聴いて行うこととします。なお、緊急の場合で医師の意見を事前に求めることができなかつた時は、事後速やかに意志の意見を聴き、適切な措置をとります。

必要性の判断に際し、利用者及びその後見人（後見人がいない場合は、利用者の家族又は身元引受人）の意見を聴くこととします。

1 6 事故発生時の対応

(1) 施設は特定施設入居者生活介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族又は身元引受人に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

(2) 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、施設が速やかにその損害を賠償します。ただし施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。

(3) 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失画がある場合は損害賠償の額を減額することができます。

1 7 虐待の防止について

施設では利用者の人権の擁護及び虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者：施設長 片山 弘美

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 虐待等に関する苦情解決体制を整備します。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発及び普及するための研修を実施しています。

1 8 身体拘束とその他の行動制限

施設は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離や身体拘束及び薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。

1 9 施設の利用にあたっての留意事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑行為になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

2 0 施設入居・利用契約

施設の運営については、利用者と事業所と事業者との間で結ばれた施設入居・利用契約に従います。

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 大阪府八尾市青山町4丁目4番18号
事業者（法人）名 社会福祉法人八尾隣保館
施 設 名 養護老人ホーム心合寮
（事業所番号） 2775502988
代表者名 理事長 荒井 恵 一 印

説明者 職 名
氏 名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 大阪府八尾市青山町4丁目4番18号
氏名 印

代理人 住所
氏名 印